

## 定額自動送金サービス利用規定

### 1. 申込区分が「新規」または「変更」の場合

- (1) 引落指定口座から送金金額を自動的に引落とし、受取人に送金してください。

この場合、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出、預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。

- (2) 引落指定口座の残高（決済未確認の他店券残高を除き、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が送金日（貴行の窓口営業時間内、平日午後3時まで）において送金額、送金手数料・口座振替手数料および送金手数料・口座振替手数料にかかる消費税相当額の合計額に満たないときは、私に通知することなく、その月の送金を取り止めても異議ありません。

- (3) 送金手数料および口座振替手数料は、貴行所定の金額をお支払いします。

- (4) 送金手数料・口座振替手数料および送金手数料・口座振替手数料にかかる消費税相当額の引落しは、送金のつど送金金額とともに引落指定口座から引落してください。

なお、この場合も上記「(1)」と同様とします。

- (5) この取扱いのつど、預金の引落通知および振込金受取書の発行等は省略されても異議ありません。

- (6) この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。

- (7) 私が引落口座を解約した場合は、この契約も同時に解約したものとしてお取扱ください。

- (8) 表面記載の申込内容につき、変更する必要がある場合は、貴行所定の方法により書面にてお届けいたします。

ただし、振込先金融機関の都合により振込先金融機関名あるいは支店名等に異動が生じた場合は、私に通知することなく、旧金融機関の銀行コード（金融機関共同コード管理委員会制定の統一コード）あるいは旧支店の支店コード（各金融機関が制定し、全国銀行協会連合会に登録された統一店番号）により登録された新金融機関名あるいは新支店名に変更されても異議ありません。

また、振込先金融機関の合併等、振込先金融機関名あるいは支店名等の異動につき受取人口座の承継店舗が明確な場合は、私からの書面によるお届けによることなく、当該新金融機関名あるいは新支店名等に変更されても異議ありません。

- (9) この取扱いについてかりに紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。

### 2. 申込区分が「解約」の場合

表記内容の契約を解約しますので、取扱いを停止してください。

### 3. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

以上